

4 陳情第 4 号

4 陳情第 4 号	建築審査会への審査請求に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託年月日	令和4年2月17日受理、令和4年3月1日付託
陳情者	新宿区荒木町_____

(要 旨)

新宿区議会会議録（令和3年12月 環境建設委員会 12月3日—19号）に載っている「3 陳情第39号 荒木町における建築物の道路斜線に関する陳情」の陳情審査において、都市計画部建築指導課長が発言した、「その際に、工事中であれば、違法であることを立証した上で陳情者が建築審査会に審査請求をするという手続がありますので」と「完成してしまっていますので審査請求等はできませんので」の箇所につきまして、審査請求や建築審査会等の所管である都市計画課は、それらの妥当性の有無を判断し、その結果を環境建設委員会にて報告して下さい。

(理 由)

1 会議録に記載の「その際に、工事中であれば、違法であることを立証した上で陳情者が建築審査会に審査請求をするという手続がありますので」について

この文章について関係各所へお尋ねしたところ、法的等の解釈は推測出来るが妥当性については消極的な印象でした。

2 会議録に記載の「完成してしまっていますので審査請求等はできませんので」について

不作為の審査請求は出来ると思料しておりますが、行政不服審査法第3条に「法令に基づき行政庁に対し処分についての申請をした者は」とありますので、陳情者が行った建築指導課監察調査担当への電話通報（身分を明らかにした上で）が、この「申請」にあたるのか否か又は「申請とみなされる」のかについては建築審査会の会長ならびに委員の方々が御判断されることと思料しております。

また各自治体の建築審査会におかれては、請求の内容に鑑みて柔軟な対応をされている事例もあるのでは、と憶測をしています。

さて、この「申請」であります。現在の仕組みとして在りませんので区民の通報を担保するために、書面による申請行為について、担当課で申請書を作っていただいた方がいいのではないかと、そして通報があった場合には、その仕組みを説明した上で

4 陳情第 4 号

申請するか匿名の通報にするか選択いただく旨の事務処理が必要と思料いたします。
貴課におかれましてはご検討の上、担当課へその旨要請頂ければ幸いと存じます。

なお、会議録には事実と反するところがありますが、その件については別途陳情を
検討しております。